東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能 の強化のための特別措置

に 関する法律及び 金融機 関等の 組 織 肾編: 成 \mathcal{O} 促進に関する特別措置 法 \mathcal{O} __ 部を改正する法

金 融 機能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 特別 滑置に 関する法 律 \mathcal{O} 部改 正

第一 金融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 特別措置に関する法律 (平成十六年法律第百二十八号) の一部を次のよう

に改正する。

第二条第二項中 「第八条第一項及び第三十四条の六第一項において」を「以下」に改める。

第三条中 「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」 に改める。

第十条第二項第二号中 「定める株式」を「定める株式等」 に改める。

第十五名 条第一 項及び 第二項中 「平成二十四年三月三十一日」を 「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十六条第一 項 中 (当該金融組 .織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては銀行持株会社等を除

当該 金 融 組 織 再 編 成が株式移転である場合にあっては当該金融 組 織 再編成により株式移転設立完全親

会社となる銀行 持株会社等の自己資 本の 充実の ため に同 条第 項の申込みをする金融機関等を除く。 以下

この項において同じ。)」 を削り、 「同条第二項」 を 「同項」 に改め、 同条第二項中 「金融機関等は、

の 下 に しなけ ればならない」 「前項に規定する経営強化計画に代えて、」を加え、 を 「提出することができる」に改め、 同条第三項中 「前項第一号」を「同項第一号」に、 「行う金融機関等」 の 下 に 「提出

前項各号に掲げる金融 機関等を除く。)」 を加える。

項 場合にあっては、 十二条第四項」 を 「第十三条第三項」に、 条第 を「第十二条第三項」に、 項第四号ニ中 当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等) 「金融 「第十三条第六項」 機関等の」 「第十二条第六項」を「第十二条第五項」 を 金 を 融機関等 「第十三条第五項」 (当該 <u>の</u> 金融 に改め、 に改め、 機関等が 同条第六項中 銀 同条第四 に、 行持株会社等 「第十三条第四 項 への表中 前 である 「第

二項」

を

「前条第一項又は第二項」

に改

らめる。

央金庫 央金庫が特定農水産業協同 条第二項中 第十八条第一 第十六条第 が 特定 農 「次に掲げる金融機関等」 項 中 水産業協 項 中 「第十六条第一項中 「金融機関等は」 同 組合等から事業を譲り受ける場合に限る。 組合等から事業を譲り受ける場合にあっては当該農林中央金庫を除く。 とあるのは とあるのは 「金融機関等を除く。 「金融機関等 「次に掲げる金融機関等又は 」とあるのは (農林中央金庫が特定農水産業協 の当事者であ 「金融機関等を除 金融 組 る農林中央金 織 再 編 成 (農林中 農林中 同 庫 組合

を

同

項中 農業協 等から事業を譲り受ける場合にあっては、 中 編 成 央 金 二項中 「第十六条第一項中 (農林 同 庫 は 組合から事業を譲り受ける場合にあっては当該農業協同組合連合会を除く。 中 「次に掲げる金融機 と 央 金 庫 提 が 特定農 出 「することができる」とあるの 「金融機関等を除く。」とあるのは 水 産業協 関等は、 同 前項に規定する経営強化計 組 農林中央金庫を除く。 合等 か :ら事 業を譲り受ける場合に限る。 は 提 出 「金融機関等を除き、 しなけ 以下この項において同じ。) 画に代えて」とあるの ればならない」」 農業協 \mathcal{O} 当事 と に改 同 は 同 組 め 者 金 にであ 合連合会が 条第二項 は」と、 融 同 る農林 組 織 中 同 再

が農業: 次に掲 項中 協 げ 同 組 る金融機関等」 「 金 合 融 カ :ら事 機関等は」 業を譲り受ける場合に限る。 とあるのは とあるの は 「次に掲げる金融機関等又は 「金融 機 関等 の当事 (農業協同 者である農業協 組 金融 合連合会が農業協 組 織 再編 同 組 成 合連合会」」 (農業協 同 組合 カ 同 を ら事 組 合連合会 「第十六 業 を譲

り受ける場合にあっては、 当該農業協同 組合連合会を除く。 以下この項において同じ。) は と 同 · 条第

二項中 「次に掲げる金融機関等は、 前項に規定する経営強化計画に代えて」 とある のは 「 金 融 組 織 再 編 成

(農業: 協同 組合連合会が農業協同 組合から事業を譲り受ける場合に限る。 の当事者 である農業協 同 組 合

「提出することができる」とあるのは 「提出、 しなければならない」」 に改め、 同 条第三項

連合会は」と、

業協 業協 事者である漁業協同 漁 「第十六条第一項中 業協 同 同 組合連合会が漁業協同 組合又は水 同 同 条第二項中 組 合連 産 一合会が 組 加 工業協 合連合会」」を 「金融機関等を除く。 「次に掲げる金融機関等」 :漁業協[組合又は水産加工業協同 同 同 組合から事 組 合又は一 「第十六条第一項中 業を譲り受ける場合にあっては当 水 産 とあるのは 加 とあるの 工 一業協 組合から事業を譲り受ける場合にあっては、 同 は 組 「金融機関等を除き、 「金融機関等は」 合か 「次に掲げる金融 5 事 業を対 譲 とあるのは 該漁業協 り受け 機関等 漁業協同組合連合会が漁 る場合に限 文は 同 組 「 金 金 合連合会を除 融 融 機関 る。 組 織 当該: 等 再 \mathcal{O} 編 (漁 当 漁 成

中

組合又は 前 項 に規定する経営強化計 「提出することができる」とあるのは 水 産 加 工業協 同 組合か 画に代えて」 ら事業を譲り受ける場合に限 とあ 「提出しなければならない」」 いるのは 「金融 る。) 組 織 再 の当事 編 成 (漁業: 者 に改め、 であ 協 同 る漁業協 組 同条第四 合連 同 合会が 組 項中 合連合会は 漁 業 「第十 協 同

業協

同

組合連合会を除く。

以下この項にお

いて同じ。)

は

と、

同条第二項中

「次に掲げる金融

機

関等は

除く。 同 組 合又は・ と 水 同条第二項中 産加 工業協同 「次に掲げる金融機関等」 組合から事業を譲り受ける場合にあっては当該 とあるのは 「次に掲げる金融機関等 水産 加 工 業協 文は 同 組 金融 合連合会を 組 織再

六条第

一項中

「金融機関等を除く。

とあるの

は

「金融機関等を除き、

水産

加

工業協

同

組

合連合会が

協

編成 る。 (水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限 の当事者である水産加工業協同 組合連合会」」 を 「第十六条第 項中 「金融機関等 は とある 0 は

金 融機 関 等 水 産 加 工 一業協 同 組 合連合会が漁業協同 同 組 合又は 水 産 加 工業協 同 組 合 カ :ら事 業を譲 り受ける

場合 に あ Ó て は 当 該 水 産 加 工 一業協同 組合連合会を除く。 以下この 項 に お 7 て同じ。 は 同

項中 「次に掲げる金融機関等 は、 前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは 「金融 組 織 再 編 成

水産 加 工業協同 組合連合会が漁業協同 組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。

の当事者である水産 加 工業協 同 ・組合連合会は」と、 「提出することができる」とあるのは 「提出し なけれ

ばならない」」に改める。

等が 銀行持株会社等である場合にあっては、 九条第三 項 第四 |号ニ中 計 画 提 出金融機関等の」 当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等) を 計 画 提 出 [金融] 機関等 (当該計 画 提 出 \bigcirc 金 融 に改 機 関

め、 同 条第 匹 項 の表中 「第十二条第四項」 を 「第十二条第三項」に、 「第十二条第六項」 を 「第十二条第

五. 項 に、 第十三条第四項」 を「第十三条第三項」に、 「第十三条第六項」を「第十三条第五項」 に改

める。

第二十五条第二項中「(当該協同組織金融機関が基準適合金融機関等でない場合にあっては、 当該引受

け又は貸付けを求める額及びその内容)」を削る。

第二十六条及び第三十四条の二中 「平成二十四年三月三十一日」 を「平成二十九年三月三十一日」 に改

める。

附則第八条を附則第二十六条とし、 附則第七条の次に次の十八条を加える。

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例

第八条

銀行持株会社等以外の金融機関等であって、

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電) 所 \mathcal{O} 事 故に 、よる

災害をいう。 以下同じ。)により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の

充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となっ

(以 下 「震災特例金融機関等」という。)は、 機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当

該震災特例 金 融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができ

る。 この場合において、 当該震災特例金融機関等は、 主務省令で定めるところにより、 機構を通じて、

信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災

次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

経営強化計画の実施期間 (五年を超えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするものに

限る。)

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行

っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

三 株式等の引受け等を求める額及びその内容

四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 震災特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、 機構に対し、平成二十九年三月三十一日まで

に当該子会社 (以下「震災特例対象子会社」という。)の自己資本の充実のために行う株式等の引受け

等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該震災特例対象子会社は、主務省令で定め

るところにより、 機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名

で主務大臣に提出するものとする。

経営強化計画の実施期間 (五年を超えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするものに

限る。)

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他 の当該震災特例対象子会社が主として業務を行

って る地域に おける経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるも

行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受

けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、 内容及び実

施時期

 \equiv

当該

銀

兀 当該震災特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3 震災特例 金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が 前 二項 の規定による申込みをす

る場合には、 当該申込みを第三条第一 項又は第二項に規定する申込みと、 前二項に規定する経営 強 化計

画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、 前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一 項の

規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章 (第五条第二項を除く。)、 第五章 一及び第

六章 一の規定 (これらの規定に係る罰則を含む。) を適用する。 この場合において、 第三条第一 項中 休株

式等の引受け等 (当該金融機関等が銀行等である場合にあっては、 株式の引受けに限る。)」 とあるの

が は 項第九号中「株式の引受け」とあるのは でに掲げる要件に該当し、 条第一項中 あるのは 「対象子会社に対して行う株式等の引受け等が」 附 同 「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは 項第三号中 則第八条第 「による資産 「次に掲げる要件のすべて」とあるのは 「前条第一項第七号」とあるのは 一項に規定する震災特例金融機 の査定が、 か · つ、 第三条第一 利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、 「株式等の引受け等」と、 項に規定する金融機関等又は同条第二項 関等又は同 と、 「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、 「第三号から第五号まで及び第八号から第十一号ま 同項第十一号中 条第二項に規定する震災特例対象子会社」 「株式等の引受け等が」 「により適切に資産 「株式等の引受け等」と、 に規定する子会社 同 0 とあるの 査定が」 条第三 第五 項 لح 同 لح は 中

株式 は あ 限等株式」とあるのは 「が る 「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」 のは を 発行する株式の引受け」とあるのは とあるのは 議 決権 制 限株式 「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を」と、 「同法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、 0 と 同条第三項中 「に対して株式等の引受け等」と、 「同条第二項に規定する議決権 と 第九条第一項中 「株式の引受け」とあるのは 同条第二項中 第七条第一項中 「議 決権 制限等株式」 制 限等株 議 決権 「議 とあるの <u>の</u> 決 制 権制 限等 لح

項中 げる要件のすべて」 終期とするものに限る。 第七号」とあるのは 七号」とあるの に掲げる要件」と、 株式等の引受け等」と、同条第二項中 一項第二号」と、 株 式 0 引受け」 は 第十条第 「附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、第十三条第三項 とあるの 同 「経営強化計画の実施期間 とあ 項第三号中 及び附則第八条第一項第二号又は第二項第二号」と、 る は 項中 0 は 「第三号及び第四号に掲げる要件」と、 「第四 「株式 「株式等の 「次に掲げる要件のすべて」とあるのは「第三号から第五号まで \mathcal{O} 条第一項第七号」 引受け」とあるの 引受け等」 (五年を超えないものであって、 とあるのは は 「第四 株 条第 式等の引受け等」と、 附 同項第三号中 項 第 一 則第八条第一項第一 号か 同条第二項中 事業年度の終了 ?ら第四1 中 「第四 株式 第十二条第 条第 |号ま 二号又は第 \mathcal{O} 「次に掲 で及び . D 引受け 項第 日 を

及び収 号か 0) 項 で $\widehat{\mathcal{O}}$ とあるの あって、 ら第四号まで及び第七号に掲げる事項」とあるのは 益の見通し」と、 「株式の引受け」とあるのは は 事業年度の終了 「株式等の引受け等」と、 同条第四項中 **0** 日を終期とするものに限る。 「株式等の引受け等」と、 「次に掲げる要件のすべて」とあるのは 「次に掲げる」とあるのは 「経営強化計 第十四条第三項中 附]則第: 「主務省令で定める」 画 八条第一 0 実施! 期間 「第三号及び第四号に掲 項第二号に掲げ 「第四条第一 五 年を超えな 同 項 第 る事 条第四 項

第二項 業年 第七 施 げる要件」 期間 5 第四 度の 項中 第二号に掲げる事項及び収 (五年を超えないものであって、 終 号まで及び第七号」とある 同表下欄中 「株式の引受け」 と、 了 Ō 同項第三号中 日を終期とするもの 「第四条第一項第 とあるの 「第四条第一項第七号」とあるのは 益 に \mathcal{O} は の見通し」と、 は 限 「株式 事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)、 号から第四号まで及び第七号」とあるのは る。 「経営 等の引受け等」と、 強 附則第八条第 化計 同条第八項及び第九項第一号中 画 \mathcal{O} 実 施 期 項 間 同 「附則第八条第一項第二号」と、 項の 第二号に掲げ (五年を超えない 表中 欄中 る事 「第四 「である株式 「経営強 項 ŧ 及 Ō 条第 び であっ 附則 化計 収 項第 益 第八条 0 画 \mathcal{O} 同条 発行 見 \mathcal{O} 実 事 号 通

か

者 条第十項中 する」とあるの 会社等」 って協定銀 とあ とあるの る 行が $\overline{\mathcal{O}}$ 「次に掲げる」とあるのは は は 現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は 「又は」 は 「又は取得貸付債権につき、 「承継 取得貸付債 金融 機関等又は組 権 に係る発行者又は債務者」 「主務省令で定める」と、 織再編成後発行銀行持株会社等であって、 その処分をし、 と 又は償還若しくは返済を受ける」 同条第十二項中 同項第三号中 組 織 再 「である株式 「承継金融 編 成 協定 後発行銀 銀 機関等であ 行 \mathcal{O} 行持 処分を が 現に 株 同

保有する取得株式等である株式

の発行者であるもの」

と

同項の

表中

「株式の引受け」とあるのは

株

式等の引受け等」と、第三十五条第二項第二号中「金融機関等」とあるのは 「金融機関等又は金融機関

等を子会社とする銀行持株会社等」とするほか、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(震災特例 金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込

み等の特例)

第九条 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る

組 織 再編成銀行持株会社等(第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。 以下同じ。

は、 機構に対し、 平成二十九年三月三十一日までに当該金融 組織再編成に係る組織再編成 金融機 関等

 \mathcal{O} 自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。 この場合に おいて

当該 金 融 組 織再 編 成 の当事者である金融機関等は、 主務省令で定めるところにより、 機構を通じて、

次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

経営強化計画の実施期間 (五年を超えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするものに

限る。)

一 金融組織再編成の内容及び実施時期

当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申

込みをするときは、次に掲げる事項

三

1 中 小 規模 の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等 (当該金融 機関等が 銀 行 持

株会社等である場合にあってはその子会社等、 当 該 金融 機関等又は当該 金融 機関等 に 係る組 織 再編

成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等 (銀行持株会社等を除く。) の自己資本の 充実 $\widehat{\mathcal{O}}$

ために株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。 ニ及び

次号において 「業務実施金融機関」 という。)が主として業務を行う地域における経済 の活性化に

資する方策として主務省令で定めるもの

口 該 金 |融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、 株式等の引受け等を求める額及

びその内容

組 織 再編 成 銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、 当該 組 織 再編: 成銀行

持株会社等が 株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該

組 織 再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号ニに規定する対象組織再編成子会社に対して行

う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

ニ 業務実施金融機関における収益の見通し

兀 当該 金融 機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込み

をしないときは、 業務実施 施 金融 機関が 業務を行う地域における信用供与 の実施 に 関 ける事 項

五 その他政令で定める事項

2 金融機関等が行う金融組織 再編成が特定組織再編成 (第十五条第一項に規定する特定組織再編成をい

う。 次条第三項及び第四項において同じ。)であるときは、 当該金融機関等が 前項 の規定により行う経

営強化 計 画 \mathcal{O} 提出 は、 当該 金 融組 織 再編成の当事者である金融機関等が 連名で行うものとし、 金融 組 織

再編 成 の当事 者である金融 機 関等に係る組 織再編成銀行持株会社等が同 項 の申込みをするときは、 当該

金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、 当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行

うものとする。

3 震災特例 金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該 金融 機関等に係る組織

再編 成銀行持 株会社等が第 項の規定による申込みをする場合には、 当該申込みを第十五条第一項又は

式等 と、 第一 機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、 みなして、 項中 一項に規定する申込みと、 第一 の引受け等」と、 「次に掲げ を適 項 第三章 \hat{O} 用す 規定による経営強化計 Ź。 る要件のすべてに該当する」 (第十七条第二項を除く。)、 同条第二項中 この場合において、 第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化 画 「株式の引受け」とあるのは \mathcal{O} 提出を同 第十五 とあるのは 第五 条第 条第 立章及び 項中 項 \mathcal{O} 「第三号、 株式の引受けに限る。 第六章の規定 規定による経営強化 株 式等 「株式等の引受け等」と、 第四号イから \dot{O} 引受け等 (これらの規 計 _ (当該 ハまで、 画 \mathcal{O} とあるの 定 提 組 に係 織 出 第十七 ホ 再 とそれぞれ る罰 及び 編 は 成 計画 条第 金 則 株 並 融 を

編 る び 前 に第一 0 成 条第一 は 金 五号か 融 「株式: 機 項第五号口」 関 等の 等が ら第八号までに掲げる要件に該当し、 引受け等」と、 附 則第九条第 とあるのは 一項に 「当該株式等の 「附則第九条第一 規定する組織再 引受け等」とあるのは か 項第三号イ」と、 編 つ、 成 第十五条第一 金融 機 関等に該当する」 同号へ中 項又は第二項 「当該 対象組 「株式 と に規 織 の引受け」 同 再 編 項 定 第四 する 成子会社に 号 組 とあ 織 中 再

産

の査定が、

利用することができる直近の情報に基づき適切に」

と

同条第三項中

「が発行する株式

 \mathcal{O}

対して行う株式等

の引受け等」と、

同項第八号中

「により適切に資産

 \mathcal{O}

査

一定が」

とあ

る

 \mathcal{O}

は

「による資

決権 式等 等株式を」とあるのは 制 \mathcal{O} とあるのは 引受け」とあるのは「に対して株式等の引受け等」と、 ハ 又は は 限 等株 制 の引受け等」と、 「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式」」 二 二 限 式 株式」と、 とあるの 「議決権制限株式の」と、 とある は $\overline{\mathcal{O}}$ 「その子会社等 は 同条第八項中 「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を」と、 「第十六条第 「同法第百十五 . О _____ 「議決権制限等株式」 同条第三項中 項第五号 条に規定する議決権制 とあるのは ノヽ 、又は附別 「同条第二項に規定する議決権制限等株式」 「その子会社等の」と、 と 同条第六項中「株式の引受け」とあるのは 則第九条第 とあるのは 第十九条第二項中 限 株 式 項第三号ハ」と、 「会社法第百十五条に と、 同 第七条第一 条第二項 「第十六条第 「議決権 同 制 中 限等株 項 条第三項 中 議 規定する議 一項第五 決 式 議 権 曱 <u>の</u> 決権 制 株 号 限

第 のは 六条第一項第五号ハ又はニ」とあるのは 並びに第五号から第九号までに掲げる要件」 第一号から第九号までに掲げる要件のすべて」とあるのは 号から第三号まで、 附 則第九条第一項第三号イ」と、 第四号イからニまで」 同号へ中 「第十六条第一項第五号ハ又は附則第九条第一項第三号ハ」と と とあるのは 「株式の引受け」とあるのは 同項第四号イ中 「第三号、 「第三号、 「第十六条第 第四号イからハまで」と、 第四号イからハまで、 「株式等の引受け等」と 項第五1 号 Ď Ц とある 「第十

社法第 式 項第三号中 えないものであって、 は きる直近 とあるのは 項第一号、 「当該株式等の引受け等」とあるのは とあるのは 議 同項第八号中 同 百 決 権 \mathcal{O} 条第二項中 + 制 情 五 「第十六条第一項第五号口」 限 第二号、 条に規定する議 報に基づき適切 「会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を」 この 株式 「同法第百十五条に規定する議決権制限株式」と、 「により 場合に \bigcirc 「次に掲げる要件のすべて」 事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 第四号並びに第五号イ及びロ」とあるの と おいて」とあるの 適切に資産 決権 に 同条第三項中 と 制 限株式」 同 $\overline{\mathcal{O}}$ とあるの · 条第 査定が」 「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」 同 と読 は 五項中 1条第二項に規定する議決権 この とあるのは とあるのは は み替えるほ 「第十七条第二項、 所則第九条第一項第三号イ」と、 場合にお か 「第三号及び第四号に掲げる要件」 「による資産 は いて、 ٢, と、第二十二条第一項中 「経営強化計 同条第二項中 第七 「議決権 及び附則第九条第一 第三項」 条第 \mathcal{O} 制限等株式」 査定が、 制限等株式 画 項中 とあるの \mathcal{O} 「議決権 実施! 利用することがで 第二十三条第三 期 とあるの 議 <u>の</u> 間 制 決 は 「第十六 限等 項第三号イ 権 五 第十 とあるの 制 は 株 限 -を超 条第 式 等株 七 会 同 条 を

項中

「次に掲げる」とあるのは

「主務省令で定める」と、

同条第五項の表第十九条第三項の項中

「第四

とあ 則第 年を超えないものであって、 第四号及び第五号イに掲げる事項 号イからニまで」とあるのは することができる直近 0 ては、 るの 九条第 当該方策を含む。) は 附 項第三号イ」と、]則第 九 条第 の情に 報に基づき適切 その他主務省令で定める事項」とあるのは 事業年度の終了の 項第三号イ」と、 「第四号イからハまで」と、 「により適切に資産の (当該経営強化計画に同号ロに掲げる方策が記載されている場合にあ に と 第二十四条第三項中 日を終期とするものに限 同 査定が」 表前条第 「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは とあるの 項 \mathcal{O} 「第十六条第 項 る。) 中 は 「経営強化 「第十六条第 「による資産 及び 計 収 項 第 益 画 『の実施』 $\overline{\mathcal{O}}$ 0) 査 見 項 通し 第五 定 が、 期 そ 間 号 \mathcal{O} 口 利 附 五 用 他

るのは されてい 主務省令で定め 「第三号から第五号までに掲げる要件」と、 る場合にあっては、 る事 項 (同号に規定する経営強化計 当該方策を含む。)」 と 同項第三号及び第四号中 画 に附 同 条第四 則第九条第一 項中 「次に掲げる要件のすべて」 項第三号イに掲げる方策 「第十六条第一 項第五 が とあ 号 記 載

引受け等」と、 とあるの は 「附則第九条第 「この場合において」 一項第三号イ」と、 とあるのは 同条第六項中 「この場合にお 「株式の引受け」とあるの いて、 第三項中 同 号_ とある は 株 式等の Ō は

「同項」 と読み替えるほか」と、 同項の表第三項の項中 「第十六条第一項第一号、 第二号、 第四号及び

度の 第九項中 る は 第五号イに掲げる事項」とあるのは 「第四号イからニまで」 とある 附 終了の とあ i則第九· るの $\overline{\mathcal{O}}$ 「次に掲げる」 日 は 条第一 は を終期とするものに限る。 「又は 「又は 項第三号イ」と、 取 得貸付的 取 とあるのは とあるのは 得貸付 債 債権 権に 係る発行者又は債務者」 につき、 「経営強化計画の実施期間 「主務省令で定める」と、 「第四号イからハまで」と、 「により適切に資産 と、 その 同 処分をし、 条第七項及び第 の査定が」とあるの と 又は償還若 同条第十一 (五年を超えないものであって、 同 「第十六条第一項第五号ロ」 八項第 項第三号中 しくは返済を受ける」 項の表第十九条第三項 一号中 は 「である株式 「による資産 「である株式 0 とあ $\overline{\mathcal{O}}$ 処 \mathcal{O} 事業年 発行者 査 $\widehat{\mathcal{O}}$ 分をす 定が るの 項 同 中

項中 行 等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は 項第五号 協 利用することができる直近 定 株会社等」 「第四号イからニまで」とあるのは 銀 니 니 行 が とある 現に保有する取 とあるのは $\overline{\mathcal{O}}$ は 「附則第九条第 「承継 得株式 の情 組 報に基づき適切に」 等である株式 織 再編成 一項第三号イ」 「第四号イからハまで」と、 金融機関等又は の発行者であるもの」 と、 と、 同 組織 同条第十二項中 · 表第二十二条第 再編 成後発行 「第十六条第一項第五号口」 と、 同 承 項 銀行持株会社等であって 項 \mathcal{O} 継 \mathcal{O} 表第十 組 項 組 中 織 織 再 再 「第十六 九 編 編 条第三 成 成 後 金 発行銀 条第 融 とあ 一項の 機 関

定が、 るのは 第 項 第五日 利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、 「附則第九条第一項第三号イ」と、 号ロ」 とあるの は 「附則第九条第 「により適切に資産の査定が」とあるのは 項第三号イ」と、 同表第二十二条第一 第三十五条第二項第四号中 項 \bigcirc 「による資産 項 中 組 「第十六条 織 での査 再 編

成 金 融 機 関等」 とあ る $\overline{\mathcal{O}}$ は 組 織 再 編成 金融機 関等又は組織 再 編 成銀行持株会社等」とするほ か、 必要

な技術的読替えは、 政令で定める。

(震災特例協

同

組

織

金

融

機関に係る経営強化計画等の

)特例)

第十条 協同 組 織中 央金融機関は、 第二十五条第一 項の 規定により経営強 化計画 の提出を求める協 同 組 織

程度悪化したことその 金 融機 関 が 震災特別 例 協 他 同 \mathcal{O} 組 東 織 金融 本大震災の影響により自己資本の 機 関 (信用を供与してい る者 \mathcal{O} 財 充実を図ることが主として業務を行 務 の状況 が東 日 本大震災に ょ ŋ 相 当

日

て 1 る地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同 組 織金融機関をいう。 以下同じ

である場合には、 当該震災特例 協同 組 織 金融機関に対 Ļ 同 項に規定する経営強化計画に代えて、

次に掲げ る事 項を記 載 ĺ た経営強化 計 画 \mathcal{O} 提出を求めることができる。

経営 強化 計 画 の実施期間 (五年を超 えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするものに

限る。)

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織 金融機関が主として業

務を行ってい る地域に おける経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるも

三 第二十五 条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 協同 組 織中央金融機関は、 第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融

機関が震災特例組織 再編成 協同 組織金融機関 (当事者の全部又は 部が震災特例協 同 組織 金融 機 関 で あ

る金融 組 織 再 編 成 協 同 組 織 金融 機 関を当事者とするものに限る。 以下この条に お į١ て同じ。 \mathcal{O} 当

以下同じ。)である場合には、

当該震災特例

組

織

再

編

成協

同

組

織

金

融機関に対し、 同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計 画 \mathcal{O} 提出

を求めることができる。

者である協

同組

織

金

融

機関をいう。

経営強: 化計 画 の実施期間 (五年を超えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするものに

限る。)

一 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該 震災 特例 組 織 再編 成 協同 組 織 金融機関が第二十五条第 項に規定する引受け又は貸付けに係る

申込みをするときは、次に掲げる事項

1

当該.

申込みに係る対象協同

組

織

金融機関

(第二十五条第

項に規定する対象協

同組織

金融

機

関

を

いう。 第四 項において同じ。) に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その 他 の当該対

象協 同 組 織 金融 機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令

で定めるもの

ロ 当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容

該 対 象協 同 組 織 金 融 機 関 に おける収 益 \mathcal{O} 見 通

兀 当該震災特例 組 織 再編成協同 組 織 |金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る

申 込みをしない ときは、 当該震災特例組 織再編成協 同 組 織 金融 機関 (経営強化計 画に係る金融 組 織 再

編 成に より新たに設立される協同 組織金融機関を含む。 が業務を行う地域における信用供与 の実施

に関する事項

五 その他政令で定める事項

3 震災特 例 組 織 再 編 成 協同 組 織 金 融 機 関 が 行う金融 組 織 再編 成 が た特定に 組 織 再編 成であるときは、 当該 震

災特 例 組 織 再 編 成 協 同 組 織 金 融 機 関 が 前 項 \mathcal{O} 規 定に より 行 こう経営: 強 化 計 画 \mathcal{O} 提 出 は 該 金 融 組 織 再 編

成 \mathcal{O} 当 事 者 で あ る 協 同 組 織 金 融 機 関 が 連 名で 行 わ な げけ れ ば なら

4 協 同 組 織 中 央金 融 機 関 が 第 項 又 は 6第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 対規定に より経営強化計 画を提出する震災特例 協 同 組 織 金

融 機 関 又は震災特例 組 織 再 編 成 協 同 組 織 金融機関に係る対象協 同 組織 金融 機関 に係 る第二十六条 \mathcal{O} 申 込

みをする場合には、 当 該対 象協口 同 組 織 金 融 機 関 (当該震災特 例 組 織 再 編 成 協同 組 織 金 融 機 関 が 同 項 \mathcal{O} 規

定により提

出

た経

営

強

化

計

画

12

係

る金

融

組

織

再

編

成

が

特定

組

織

再

編

成

で

な

7

、場合に、

あ

0

て

は

当

該

金

融 組 織 再 編 成 \mathcal{O} 当 事 者 であ る 他 \mathcal{O} 協 同 組 織 金 融 機 翼 を含む。 は、 第二十· 七 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 提 出

する経営強化 計 画に代えて、 主務省令で定めるところにより、 機 構 を通じて、 第 項 又は第二項 \mathcal{O} 規定

によ り提 出 L た経営強 化計 画 (当該 対象協同 組 織 金 融 機関 が 同 項 \mathcal{O} 規定により提 出され た経営強 化 画

に係 る特 定 組 織 再 編 成 によ ŋ 新たに 設立され た協 同 組 織 金 融 機関 である場合にあっては、 当該 経 営 強 化

計 画 に 記 載 ž れ た事 ,項を記: 載 ĺ た経 営強 化計 画 を主 務大臣 に提出するとともに、 当該: 協 同 組 中 央 金

融 機関は、 主務省令で定めるところにより、 機構を通じて、 同条第二項に規定する経営強化指導計 証画を

主務大臣に提出しなければならない。

5 震 災特 例 協 同 組 織 金 融 機 関 又は 震災特例 組 織 再編 成 協 同組織 金 融 機関 が第一 項又は第二項 (の規· 定に ょ

V) 経 営強 化 計 画 \mathcal{O} 提 出 をする場合に には、 第 項 \mathcal{O} 規定により 提 出する経営 強 化 計 画を第二十 五 条第 項

 \mathcal{O} 規定により提出する同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画と、 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による

経営強: 化 計 画 の提出 を同条第 一項の規定による同号に定める事項を記載 Ĺ た経営強化計 画 \mathcal{O} 提出と、 第

項 \mathcal{O} 規定に より提出する経営強化 計 画 を同 条第 項の 規定により り提出する る同条第二項第二号に定める

事

項

を記

載

Ĺ

た経営強

化計

画と、

第二項

 \mathcal{O}

規定に

よる経営強

化計

画

の提

出

を同

. 条第

項

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

る同

号に定め る事 項 を記 載した経営 強 化 計 画 \mathcal{O} 提出と、 前 項 \mathcal{O} 規定に、 より提 出 する経営強 化 計 画 及び 経 営 強

化 導計 画を第二十七条第一 項の規定による経営強化計 画及び同条第二項に規定する経営強化指導 計 画

と、 前項 \mathcal{O} 規定による経営強化計一 画 及び経営強化指導計 画 \mathcal{O} 提出を同条第 一項の規定による経営 強 化 計

画及び同 条第一 二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による経営強 化指導 計 画 \mathcal{O} 提出とそれぞれみなして、 第四 章 及び 第 五. 章 \mathcal{O} 規定

(これらの規定に係 る罰則を含む。) を適用する。 この場合において、 第二十八条第一項第 号中 適

びに 化 る 第十条第一 合する」とあるのは 0 が と いずれにも適合する」とあるのは 第五条第一項第四号及び第五号」と、 見込まれることその他当該方策が当該 同号イ中 項第二号に掲げ 「第五条第 「適合し、 る方策の かつ、 項 第 一 実施 号から第五号まで」とあるのは 附則第十条第一項に規定する震災特例協 「設立された協同 により当該地 同項第二号中 地 域における経 域における中 組 「設立された協同 織 済 の活性 金融機関であるときは、 -小規模 化 にのため 「経営強化計 組織 の事業者に ΙĆ 金融 適 同組 切 なも 織 |画に記 機関であるときは ハか 対する金融 金融機関に該当す $\tilde{\mathcal{O}}$ 載され らホまでの であること並 た附 \mathcal{O} 円 崱 滑

滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること ずれにも適合し、 第十条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該 次 同号ニ(1)中 かつ、 「第十七条第一項第四号イからハまで」とある 附則第十条第二項に規定する震災特例 地 域に おける中小 組織 のは 再編: 経 成協同 規 営強 模の事業者に対する金 化 組 織 計 金融 画 12 記 機 載 関に該当する ざれ た附 融 \mathcal{O} 円 崱

るの びに第十七 合において協 は 第 条第 項 の規定による決定について、 項第四号口 組 織 金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と 及びハ」 と、 第八条の 同条第三項中 規定は当該決定に伴 第 項の規定による決定につ い信 託受益権等 \mathcal{O} 買取 *(*) 7 りを行

う場

同

並

附 計 1 とあるのは とある とあるのは 則第十条第一項第二号」と、 画 同 の実施 条第六項中」とあるのは 第三十三条第 $\overline{\mathcal{O}}$ 期間 は 「第三号から第六号までに掲げる要件」と、 附 「経営強化計 (五年を超えないものであって、 則第十条第 一項中 画 \mathcal{O} 「第四 第三十四条第三項中 実施 項第二号」と、 「第五条第六項中」と、 期間 [条第 一項第 (五年を超えないものであって、 一号から第四号まで及び第七号」とあ 「第十六条第一 事業年度の終了の日を終期とするものに限る。) 「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事 第三十条第二項中 同項第三号及び第四号中 項第五号口」 事業年度の終了 「次に掲げる要件のすべて」 とあるのは 「第四 る $\overline{\mathcal{O}}$ 条第 「第一 Oは 日を終 一項第七号 二項 「経営 及び 期と 強 化 項

。)」とあるのは「含む。)及び収益の見通し」と、 第七号」 第二号又は第二項第三号イ」と、 とあるのは 「附則第十条第一項第二号」とするほか、 「第四条第一項第七号」 同条第七項の表前条第一項の項中 とあるのは 必要な技術的読替えは、 同 条第一 項第二号」と、 政令で定める。 「第四条第 「含む 項

するものに限

る。)」と、

「同項第七号又は第十六条第一

項第五号ロ」

とあるのは

附

]則第

十条

第

項

(特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十一 条 協 同 組 織中央金融機関は、 第二十五条第一項の規定により経営強化計画 の提出を求める協同組

被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事 織金融機関が、 震災特例協同 組 織 金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の 由 によりその経営基 一盤が 東 日 本

大震災の著 Ū \ \ 影響を受け、 財務の 状況を確実に見通すことが困難となったと認めら れるも Ŏ (以 下

特定震災 特 例 協 同 組 織 金融 機関」 という。 である場合には、 当該 特定震災特 例 協 同 組 織 金 融 機 関 に . 対

同 項に規定する経営強化計画に代えて、 次に掲げる事項並びに同条第二項に規定する引受け又は貸

付けを求める額及びその内容を記載した経営強化計画 (以下「特定震災特例経営強化計画」

の提出を求めることができる。

特定震災特例経営強 化 計 画 の実施期間 (五年を超えない ものであって、 事業年度の終了 O日 を終期

とするものに限る。)

経営指導契約 (特定震災特例協同 .組織金融機関の経営の改善を支援するため、 協同 組 織 中央金融機

関 が当該特定震災特 例協 同 組 織 金 |融機関との間で締結する契約であって、 当該協 同 組 織 中 央 金 融 機 関

が当該: 特定震災特例 協同 組 織 金融 機関 \mathcal{O} 経営の 改善のために指導その他 必要な措置を講 ľ 当該 特定

震災特 例 協 同 組 織 金融 |機関が当該措置に基づき適切に業務を実施することを約するものをいう。 以下

この条において同じ。)の内容

 \equiv 被災債権 (東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。 以下この号、 第三項第三号イ

及び附 則第十九条第五項 E お ** \ て同じ。 の譲渡その他 の処分について損害担保契約 (被災債 権 に係

る債務 \mathcal{O} 全部又は 部の 弁済がされないこととなった場合において、 その被災債 権 に係 る債 権 者 に 対

してその弁済がされないこととなった額の一部を補塡するための契約をいう。 同条第一項及び第五 項

に お いて同じ。) を特定震災特例 協同 組 織金融機関が行う場合にあっては、 その旨及びその内

四 第四条第一項第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

2 協 同 組 織 中 央 金融 機 関 が 前 項の 規定により特定震災特例 経営強化計 画を提出する特定震災特例 協 同 組

織 金 融 機 関 に係る第二十六条の申込みをする場合には、 当該協同 同 組 織中 央金融 機関 は、 第二十七条第二

項 の規定により提出する経営強化指導計画に代えて、 主務省令で定めるところにより、 機構を通じて、

次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画 (以下「特定震災特例経営強化指導計 画

当該 申 込みの対象となる信託受益権等 (第二十五条第一 項に規定する信託受益権等をいう。 以下この条

に お いて同じ。 に係る信託契約等 (信託受益権等に係る資産の流 動化に関する法律第二条第一項に規

定する特定資産の譲受けに係る契約を含む。 次項において同じ。) の契約書の写しを主務大臣に提出す

るとともに、 当該特定震災特例協同 組織金融機関は、 第二十七条第一項の規定により提出する経営強化

例経営強 化計 一画を主務大臣に提出しなければならない

計画に代えて、

主務省令で定めるところにより、

機構を通じて、

前項

 \hat{O} 規

定により提出

した特定震災特

る特定震災特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次項の規定による決定を 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出す

受けて行う経営指導 の内 容

信 ·託受益: 権等の 買 取 ŋ を求める額及びその 内容

三 前項第二号及び 第三号に掲げ うる事 項

兀 その他政令で定める事 項

3 主務大臣 は、 前項 の規定により特定震災特例経営強化計画並びに特定震災特例経営強化指導計

同項に規定する信託契約等 の契約書の 写 しの提出を受けたときは、 次に掲げる要件 の全てに該当する場

合に限り、 第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。こ

の場合には、 第五条第五項の規定を準用する。

特定震災特例協同 組織 金 |融機関が次のいずれにも適合するものであること。

1 特定震災特例経営強 化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施に より当該 地域

における中 小 ·規 模 の事業者に対する金融 の円滑化が見込まれることその他当該 方策が当該 地 域 に お

ける経済の活性化のために適切なものであること。

口 特定震災特例経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ノヽ 当該: 特定震災特例協 同 .組織 金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその

財産をもって債務を完済することができない協同 組織 金融機関でないこと。

= 該 信 託受益 権等に係る協同 組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権 0 取得が当該 い特定震

災特例協同 組 織 金融機関による当該特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であるこ

前項 の規定により提出された特定震災特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものである

1 特定震災特例経営強化指導計画の実施が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る特定震災

特例協 同 組 織 金 融機関 から前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画 の実施に資する

もの であること。

口 特定震災特例経営強化指導計画が円滑か つ確実に実施されると見込まれること。

前項の規定により提出された特定震災特例経営強化計画に記載された第一項第二号に掲げる事項に

次に掲げる事項が含まれていること。

1

協

同

.組織中.

央金融機関

が特定震災特例協同組織

金融機関

の被災債権

の管理及び回収に関する指導

三

その他: 特定震災特例協 同 組 織 金融機 関 0 業務の の改善のために必要な指導及び助言を行 V) 当 該 特定

に業務を実施すること。

震災特例 協 同 組 織 金融 機 関 は、 当該指導及び 助言に基づき適切

口 協 同 組 織中 央金融機関は、 特定震災特例協同 組織金融機関に対し、 その業務及び財産の状況につ

き必要な報告を求め、 当該特定震災特例協同. 組織金融機関は、 正当な理由がある場合を除き、 その

求めに応ずること。

ノヽ

経営指導契約は、 その締結の 日から附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定の

1 ずれかを申請した日までの間に限り、 その効力を有するものであること。

兀 当該信託 託 受益権等に係る取得優先出資等 (第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。

附

則第十三条、 第十六条第 項及び 第三項並びに第十七条第一 項及び第二項に お いて同じ。 に貸 付 債

権 が ある場合にあっては、 当該貸付債権につき、 当該信衫 託受益権等に係る信 託契約等に お て、 附 則

第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、 当該 特定

震災特例協同

- 組織

金融機関

が、

その財務の改善を図るため、

当該貸付債権に係る債務を弁済し、

債権

者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同 組織 金融機関 の優先出資の引受けを求 める

ことができることが定められていること。

4 主務大臣 が 前 項の規定による決定をした場合には、 第一 項に規定する特定震災特例経営強化計 画 [を第

一十五条第一項及び第二十七条第一項に規定する経営強化計画と、 第二項に規定する特定震災特例経営

強化 指導 計 画を同条第二項に規定する経営強化指導計画と、 前項の規定による決定を第二十八条第 項

 \mathcal{O} 規定による決定とそれぞれみなして、 第四 章 (同 「項を除く。) 及び第五章の規定 これ 5 の規定に係

る罰則を含む。)を適用する。 この場合において、 同条第三項中 「第五条第五項及び第六項 の規・ 定は、

第一 融機 げる方策が記載されているときは、 号及び第六号に掲げる要件」と、 る決定について、 は 関 項の規定による決定について」とあるのは 「第五 第三十三条第一 が 発行する当該 条第六項中」と、 第八条の 項 中 信託受益権等に係る優先出資について、 規定は当該決定に伴い信託受益 「限る。) 第三十条第二項中 同項第三号中 当該」 は とあるのは とあるのは 「第四条第一項第七号又は第十六条第一項第五号 「第五条第六項の規定は附則第十一条第三項の規定によ 「次に掲げる要件のすべて」とあるの 限 「記載されている第四条第一項第七号に規定する 権等の る。)は、 それぞれ」と、 買取りを行う場合におい 主務省令で定めるところにより」 「同条第六項中」 は 「第三号、 て 協同 とある 口 組 に 第五 織 掲 金

 \mathcal{O}

経営強: あ 震災特例 ごるのは 「場合には、 化計画を新たに」とあるのは 経営強 「場合にあっては第四 化 計 主務省令で定めるところにより、 画 の変更 (主務省令で定める軽微な変更を除く。) 1条第 「新たな特定震災特例経営強化計画を主務大臣に提出 項第七号及び附則第十一条第一項第 第四条第 項 第 号から第四号まで及び第七号」 をしようとする場合にあっては 一号から第三号まで」と、 当該 特定 لح

変更後 の特定震災特例経営強化計画を」 と 同条第二項中 「対象協同 組織 金融 機 関が 前 項 \mathcal{O} 規定 に 、より

経営強化計 画を提出する場合において、 当該対象協同 組織 金融機関 に係 る協同 1組織中 -央金融 機関 は、 主

営強 十四四 強 号及び第三号に掲げる事 務省令で定めるところにより、」 な変更を除く。 主務省令で定めるところにより、 化 指導 条第二項中 化 計 計 画を提出する場合にあっ 画を主務大臣に提出し、 「次に掲げ をしようとする場合にあっては変更後の特定震災特例経営強化指導計 項」 る要件のすべて」 ては」 とあるのは 当該対象協 当該特定震災特例経営強化指導計画の変更 経営強化指導計 と、 とあるの 同 「対象協同 内内 組 容 織 金 画を新たに」 は とあるの 融機関 [組織 「第一号から第三号まで及び第五号」 金融 が は 前 とある 項 機関に係 「内容並 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} びに附 により る協同 は 新 (主務省令で定め たな特 新たな 則第 組 織中央金融 + 一画を」 特定 定震災特 条第 震災 と 機 る 項 特 関 例 第三 軽微 例 同 経営 経 条

第三項 事 六条第一 項」と、 中 項第五号口 第四 同 条第四 とあるのは 条第 項中 に 項 第 掲げ 「内容」 「第四条第一 る方策が記載されている場合にあ 号か とあるのは ら第四号までに掲げ 項第七号及び附則第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる 「内容並びに附則第十一 る事 項 0 (当該 は、 ·経営強: 条第 第四 [条第一 化計 項第二号及び第三号に掲げ 画に同 項第七号に 項第七号又は 掲げる方策 第

項に

お

Ì١

て準用する前条第

項の規定により提出されたものを含む。)

又は第五項」と、

「含む。)又

る事

項」

と、

同

条第七

項中

「経営強化計画又

八は第一

五項」

とあるの

は

「特定震災特例

経営

強

化

計

画

 $\widehat{\mathcal{L}}_{\mathcal{O}}$

化指 は とあるのは「含む。)若しくは」と、 導計 画 (この項において準用する同条第二項の規定により提出されたものを含む。) \supset について」とあるのは「) 又は当該特定震災特例経営強 について」 لح

同 項 \bigcirc 表前条第 項 の項 中 「経営強化計画 (第四条第 項第七号に掲げる方策を記載した もの に 限

とあ るの は 「特定震災特例経営強化計 画 とするほ か、 必要な技術 的読替えは、 政令で定

5 第三項の決定があったときは、 特定震災特例協同 組織金融機関及び当該特定震災特例 協 同 組 織 金 融機

関 に係る協 同 組 織中央金融 機関は、 速やかに、 経営指導契約を締結しなければならない。

(総会等の特別決議等に関する特例)

第十二条 定に 議決 第五 お に係る総会又は総代会 ける信用 は かかわらず、 十三条第一号又は労働金庫法 信用 特定震災特例 金 金庫 庫 法 法第四十八条の三、 出席した会員、 韶 協同 和二十六年法律第二百三十八号) (以下この条及び附則第十四条第二項において「総会等」という。) 組 織 金融 組合員若しくは代議員又は総代 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 機関が第二十五条第 中小企業等協同 .組合法第五十三条又は労働 第四十八条の三第 項の申込みに係る優先出資を発行する場合に (次項において「会員等」という。 第五十三条第一号に掲げる事項 一号、 中 金庫 小 法第五 企業等協同 の決 十三条の規 議 組 文は 合法

 \mathcal{O} 議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 に 前 おいては、 項の規定により仮にした決議又は議決 各会員等に対し、 当 該 仮決議等の趣旨を通知 (以下この条において Ļ 当該仮決議等の 「仮決議等」という。) 日 か ら 一 月以_· があった場合 内 に 再度

総会等を招集しなければならない。

3 前項の総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、 当該承認のあっ

た時に、 当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があったものとみなす。

(資本準備金に関する特例)

よる決定とみなして適用する第三十四条第一項に規定する対象協 附則第十一 条第四 項 の規定において同条第三項の規定による決定を第二十八条第 同 .組織 金融機関等であって協定銀 項 の規定に 行が

現に保有する第二十五条第一項に規定する信託受益権等 (附則第十一条第三項の規定による決定を受け

て協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。 以下同じ。) に係る取得優先出資等に係る発行者

又は債務者であるもの (以下 「特別対象協同 組織金融機関等」という。) は、 信託受益権等に係る優先

出資 の消却を行うため、 優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、 主務省令で定めるところに

より、 主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、 資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増

加することができる。

(自己優先出資の消却に関する特例)

第十四条 特別 対象協 同 組 織 金 融機関等は、 前条の規定による資本準備金 の額の減少及び剰余金

の額

の増

加を行った場合又は資本準備金を計上していない場合には、 優先出資法第四十四条第三項の規定に カン か

わらず、信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため、 資本金の額を減少して、 剰余金の額を増加す

ることができる。

2 特別対象協 同 組 織 金融機関等に係る信託受益権等に係る優先出資については、 優先出資法第十五条第

項 の規定により行う消却のほか、 次に掲げる場合には、 総会等の決議又は議決によって消却を行うこ

とができる。

前項の規定により増加した剰余金の額をもって自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却

を行う場合

新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の信託受益権等に係る優先出資を取得して消却を行

う場合

3 前 項の 消 却を行う場合には、 消却後の普通出資の総額と優先出資の額 面金額に消却後の発行済優先出

資 0 総 口数を乗じて得た額の 合計 額 は、 資本 金 の額を超えてはならな

4

第

二項

 \mathcal{O}

決

議

又は

議

設決は、

協同

組

織

金融

機関

の定款

 \mathcal{O}

変更の

決議

又は

議

決の例

による。

第十五条 (認定の 申 特別対象協 請 同 組織金融機関等は、 信託受益権等の買取りがあった日から起算して十年を経過す

る日 (やむを得ない 事 情により当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認める場合にあって

は、

当 該

日

か

ら主務大臣が定める一

定の

期間

·を経過した日)までに、主務省令で定めるところにより、

次条第三項 \bigcirc 認定又は附則第十七条第一 垣 るの認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならない。

(経営が改善した旨の認定)

特別 対象協 同 組 織 金 融 機関等は、 預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、

その財務 の状況 が、 資産 この額が 負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得 した信託受益権等に係

額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当す

る取得優先出資等のうち優先出資の

るときは、 主務省令で定めるところにより、 経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げ

る事 項を記れ 載した計 画 (以下「特別経営強化計画」という。) を主務大臣に提出 して、 当該 特別 対 象協

同 組 織 金 融 機関等に係る協 同 組 織 中 央金融機関と連名で、 当該特別対象協 同 組 織 金 融 機関等 の経営が改

善した旨の認定を申請することができる。

特別経営強 化計 画 の実施期間 (五年を超えないものであって、 事業年度の終了の日を終期とするも

のに限る。)

一 第四条第一項第七号に掲げる事項

三 収益の見通しその他主務省令で定める事項

2 特 別 対 象協 同 組 織 金 融機 関等が 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による申請を行う場合には、 当該特別 別対象協 同 組 織 金 融 機

関等に係る協同 組 織 中 央金融機関 は、 主務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載し た計画

〇 以 下 「特別経営強化指導計画」 という。 を主務大臣に提出することができる。

当該

協

同

組

織中

-央金融

機

関が行う経営指導の

內容

一 その他主務省令で定める事項

3

主務大臣は、 前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指

導計 画 の提出 出を受けたときは、 次に掲げる要件の全てに該当する場合に限 り、 特別経営強 化 計 画を提出

した特別 対象協 同 組 織 金融 機 関 等の 経営が改善した旨の認定を行うことができる。

当該 特 別 対象協 同 組 織 金 融 機 関 等が 預 金保険法第二条第四 項に規定する破綻 金融 機関でないこと。

協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ら 当該特別対象協 同 組 織 金 一融機関等について、 その財務の状況が、 資 産 の額が負債の額に協定銀行が

な い場合として主務省令で定める場合であること。

三

当該

特別

対象

協

同

組

織

金

融

機

関

等の

経営が改善したと認められること。

兀 特 莂 経営 強 化 計 画 に記れ 載された第四 ¹条第一 項第七号に掲げる方策の実施により当該 地 域 E おける中

小 規模 の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活

性 化 \mathcal{O} ために適切なものであること。

五. 特別 経営強 化 計 画 が 円 滑 か つ確実に実施されると見込まれること。

六 特別 経営強: 化指導計画 の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。

七 特別経営強化指導計画 が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

八 信託受益権等につき、 その処分をし、 又は償還を受けることが困難であると認められる場合として

政令で定める場合でないこと。

4 特 別対 象協 同 組 織 金 融 機 関等が 前 項 の規定による認定を受けたときは、 当該認定を受けた特 莂 対 象協

同 組 織 金融機関等が実施している特定震災特例経営強化計画及び当該特別対象 協 同 組 織 金 融 機関 祭に係

る協 同 組 織中央金融 機関が実施している特定震災特例経営強化指導計画は、 それぞれその効力を失う。

5 特 別対 象協 同 組 織 金 |融機関等が第三項の規定による認定を受けた場合には、 第一 項に規定する特別経

営強化 計 画を第二十七条第 項に規 定する経営強化計 画と、 第二項 に規定する特別経営 強 化 指 画

同 条第二項に規定する経営強化指導計 画と、 第三項 \mathcal{O} 規定による認定を第二十八条第 項 \mathcal{O} 規定に よる

決定とそれぞれみなして、 第四章 (同項を除く。) 及び第五章の規定 (これらの規定に係る罰則を含む

を適用する。 この場合にお いて、 同条第二項中 「当該決定」 とあるのは 「附則第十一 条第三 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

定による決定」と、 同条第三項中 一、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による決定について」 とあ るの は 附 則第十一 条第

三項の規定による決定について、 第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合にお

六項 受けて協 第五号口 定を受けた特別対象協同 定により 1 て協同 中 経営強 とあ 第五号及び第六号に掲げる要件」と、 に掲げる方策が記載されているときは、 組 定銀行が 織 るのは 金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について、それぞれ」と、 化 協定 計 画 「第五条第六項中」 を提 の定めに 組 織 出 金融 た協 により 機関等」 信託受益権等 同 組 と、 織金 と 第三十条第 融 同項第三号中 同条第二項中 機関」 当該」 \mathcal{O} 買取り とあ とあるのは 一項中 を行 る $\overline{\mathcal{O}}$ 「次に掲げる要件のすべて」 「第四条第一項第七号又は第十六条第 は った場合に 「第二十八条第一 「附則第十六条第三項 「記載されてい おける第二十 項の規定による決定を る第四 -七条第 \mathcal{O} とあるの 条第一項第七 規 定に 「同条第 ょ 項 は る \mathcal{O} 規 項 認

記載 得優先出資等について第二十五条第一 行 附 が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同 則第十一 した経営強 条第三項」と、 化 計 画を提出 第三十三条第一項中 したもの 又は同 項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事 条第 「第二十八条第 項 \hat{O} 規定により提出された経営強化 組織 金融機関 項のに 規定による決定を受けて (当該信託受益権等に係 計 画 に係る特定 協 る取取 定 項を 銀

号に規定する」と、

同条第三項、

第三十一条第

一項及び第三十二条中

「第二十八条第一項」

とあ

る

 \mathcal{O}

は

組

織

再編

成により新たに設立されたものに限る。

)」とあるのは

「附則第十六条第三項

の規定による認

経営強 た信 は る。 別 が 定を受けた特別対象協同 当該特別 経営強 「附則第十一条第三項」と、 託 及び第四条第一項第七号に掲げる事項」と、 受益 化 計 化 別経営強化 権等」 画に同項第七号又は第十六条第一 計 画 \mathcal{O} と 実 施 計画に係る附則第十一 期間 「第四条第 組 織金融機関等」 五 年を超 同条第三項中 項 第 えない と 号か 条第三項の 項第五号口 ŧ 「第四条第一項第一 のであ ら第四号まで及び第七号に掲げる事 「協定銀行が当該信託受益権等」とあるのは 第三十四条第一項中 つて、 規定による決定を受けて協定 に掲げる方策が記載されてい 事業 号から第四号までに掲げる事項 年度の 終 「第二十八条第一項」 了 Ō 日 を終期とするも 項」 の定めに る場合にあ とあ るの より 「協定銀行 とあるの って 取 は に 特 は 限

項を記さ 定銀 えな \mathcal{O} る取得優先出資等について第二十五条第 第四 行が協定 もので 条第 載した経営強化計画を提出したもの又は 項 の定めにより取得した信託受益 あって、 同条第七項の表前条第 第七号に掲げる方策を含む。)」 事 業年 度の終了 の日を終期とするものに限る。) 項の項中欄中 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 権等に係る対象協 同 規定により同 とあ 条第 るの 「第二十八条第一項の規定による決定を受けて協 項 は の規定により提出された経営強化 [条第] 特 同 二項第一 組 別 織 経 営強 金 融 号若しくは第二号に定め 機関 第四 化 計 条第 画 (当該信 \mathcal{O} 実 一項第七 施 <u>E</u>託受益 期 間 一号及び 計 五 画 権等に係 に係る -を超 収 益

銀行 0) 第三項」と、 特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)」とあるのは る認定を受け に限る。)」とあるのは 1が当該: た信 !託受益: 特別経営強 第三十五条第二項第五号及び第三十六条第一項第三号中 た特別対 権等」 象協 ۲, 化計 同 画 同 「特別経営強化計画」と、 ...に係る附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定 組 項下欄中 織 金融機関等」 「経営強 と 化計 画 協定銀行が当該信託受益権等」 「第二十八条第一項」とあるのは (第四 [条第 項第七号に掲げる方策を記 「第二十八条第一項」 「附則第十六条第三項の規定によ とある の定 附 とあるの I 則第十 のは め にこ 載 ょ 「協定 り取 は 条

(事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定)

附則第十一

条第三項」とするほか、

必要な技術的

読替えは、

政令で定める。

記載 協 定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合 として主務省令で定める場合に該当しないときは、 同 組 した書類 織 金融 特別対象協 機関等に係る協同 (次項に 同 お 組織 į١ て 金 融機関等は、 「資本整理等実施要綱」 組織中央金融機関と連名で、 その 財務 主務省令で定めるところにより、 Oという。) 状況が、 事業再構築 資 産 を主務大臣に提出 の額が負債 (合併、 の額に協定銀 事業の全部若しくは重 して、 次に掲げる事 当該: 行が 特 協 別 定の 項を 対 象

要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援

の受入れであって、 経営の健全化のために行われるものをいう。 以下この項、 次項及び次条第一項にお

1 て同じ。) に伴う資本整 理 (損失の塡補に充てるために当該信託受益権等に係る優先出資に係る権利

 \mathcal{O} 全部又は 部を消 滅させることをいう。 以下同じ。) を可とする旨の認定を申請することができる。

一事業再構築の内容

一 資本整理の内容

三 資本整理を行うために次条又は附則第十九条の規定に基づく機構からの金銭 の贈与又は損失の補塡

の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

四 その他主務省令で定める事項

2 主務大臣は、 前項 の規定により資本整理等実施要綱の提出を受けたときは、 次に掲げる要件の全てに

該当する場合に限り、 事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を行うことができる。

協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資 当該 特別 対象協 同 組織 金融機関等について、 その 財務 の状況が、 資 産 の額がな 負債 の額を加えた額を下ら \mathcal{O} 額 に協定 銀行が

ない場合として主務省令で定める場合に該当しないこと。

資本整理等実施要綱に記載された事業再構築の内容が適切であり、 当該特別対象協同 組 織 金融機関

等が主として業務を行っている地域における金融機能 の維持又は強化に資するものであること。

三 資本整理等実施要綱に記載された資本整理を行うことが当該特別対象協同 組 織 金融 機関等の損失の

塡補を行うために必要なものであり、 当該資本整理の内容が適切であること。

兀 前項第三号に規定する措置を必要としている場合にあっては、 当該措置が資本整理を行うために必

要かつ適切なものであること。

五. 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き特別対象協同 .組織金融機関等に係る信託受益権等を保有

する場合には、 当該信託受益権等につき、 その処分をし、 又は償還を受けることが困難であると認め

られる場合として主務省令で定める場合でないこと。

六 その他政令で定める要件

3 主 務大臣は 前項の規定による認定を行おうとするときは、 あらかじめ、 機構の意見を聴かなければ

ならない。

4 主務大臣は、 第二項の規定による認定をした場合において、第一項各号(第三号を除く。)に掲げる

事 項 の実施状況に照らして必要があると認めるときは、 当該事項の適切な実施を確保するため、 その必

要な限度に おいて、 当該認定に係る特別対象協同 [組織 金融機関等に対 Ļ 当該 事 項 の実施 状況に 関 し参

考となるべき報告又は資料の 提出、 当該事項のうち実施されてい ない もの の実施その他 の監督上必要な

措置を命ずることができる。

(優先出資の消却に必要な金銭の贈与)

第十八条 前条第二項の規定による認定を受けた特別対象協同組織金融機関等 (以 下 「認定特別対象協同

組 織 金融 |機関等」という。) 又は当該認定に係る事業再構築の相手方となる金融機関等であ って第二条

第 項第一号から第八号までに掲げるもの (金融) 組織再編成により新たに設立される協同 組 織 金 融 機 関

を含む。以下 「相手方金融機関」という。)は、 当該認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優

先出資の消却を行う必要があるときは、 機構が、 当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを

当該認定特別対象協同 組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、 機構に申し込むことが

できる。

2 前項の規定による申込みを行った認定特別対象協同 1組織金融機関等又は相手方金融機関は、 速やかに

その旨を内閣 総理大臣 (労働· 金庫にあっては、 内閣 総理大臣及び厚生労働大臣) に報告しなけ ħ ば な

らない。

3 機 構 は、 第 項の規定による申 込みがあったときは、 遅滞なく、 運営委員会 (預金保険法第十 应 条に

規定する運営委員会をいう。 次条第三項及び附則第二十一条第二項において同じ。 の議決を経て、 当

該申込みに係る金銭の贈与を行うかどうかを決定しなければならない。

4

機

構

は、

前

項の

規定による決定をしようとするときは、

あらかじめ、

内閣

総

理大臣及び

財務大臣

(当

該決定が労働 金庫 に係るものである場合にあっては、 内閣: 総理大臣 及び財務大臣並 びに厚生労働 大臣

の認可を受けなければならない。

5 機 構は、 第三項 の規定による金銭の贈与を行う旨の決定をしたときは、 当該金銭の贈与の申込みに係

る認定特 莂 対 象協 同 組 織 金 融機関等又は相手方金融機関との間で当該金銭 の贈与に関する契約を締

なければならない。

(損害担保契約に係る損失の補塡)

認定特別対象協同 .組織金融機関等又は相手方金融機関は、 機構が、 認定特別対象協同組 織 金融

機関等又は相手方金融機関において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補塡するため の契約

を締結することを、機構に申し込むことができる。

2 前 項の 規定による申込みを行った認定特別対象協同 組織金融機関等又は相手方金融機関 は、 速や

かに

その旨を内閣 総理大臣 (労働金庫にあっては、 内閣総理大臣及び厚生労働大臣) に報告しなけ 'n ばな

らない。

3 機構 は、 第 項の規定による申込みがあったときは、 遅滞なく、 運営委員会の議決を経て、 当該申込

みに係る契約の締結を行うかどうかを決定しなければならない。

4 機 構 は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による決定をしたときは、 直ちに、 その決定に係る事項を内閣総理大臣 一 及 び 財務

大臣 (当該決定が労働金庫に係るものである場合にあっては、 内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労

働大臣)に報告しなければならない。

5 機 構は、 第三項 の規定による契約の締結を行う旨の決定をしたときは、 当該契約 の締結 の申込みに係

る認 定特 別対 (象協) 同 組 織 金融機関等又は相手方金融機関との間で当該契約を締結 しなけ ればならない。

この場合において、 当該認定特別対象協同組織金融機関等又は当該相手方金融機関は、 当該契約に係る

損害担保契約 の対象となる被災債権について利益が生じたときに当該利 益 の額 **の** 部を機 構に納付する

ことを約さなければならない。

(機構の業務の取扱い)

第二十条 前二条の規定による機構の業務は、 預金保険法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法

の規定を適用する。

(機構における勘定間の繰入れ)

第二十一条 機 構 は、 附 則第十八条の 規定による業務の実施 により、 前条の規定 の適用を受けて一般勘定

(預金保険法第四十 条に規定する一 般勘定をいう。 以下この 項及び次項において同じ。) から支出さ

れた金額 (資本整理を行う認定特別対象協同 .組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合におい

て、 同法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要す

ると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算 した金額を超える部分に相当する金額に

限る。) の範囲内に限り、 主務省令で定めるところにより、 内閣 総理大臣及び財務大臣の認可を受けて

四十三号) 金融機能早期健全化勘定 第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。 (金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律 第三項において同じ。) (平成十年法律第百 から一

般勘定に繰り入れるものとする。

2 けて、 は、 つき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合に 機 運営委員会の議決を経て、 構 は、 般勘定から、 附 i 則第十 七条第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資に 当該! 損失の額 主務省令で定めるところにより、 (資本整理を行う認定特別対象協同 内閣総理大臣及び財務大臣 組織金融機関等が当該資 の認可を受 本整理

額に相当する金額に限る。) て保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算し を行おうとする場合におい て、 の範囲内に限り、 預金保険法第四十九条第一 金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。この場 一項に規定する保険事 故が 発生したときに た金 お

合において、 当該繰入れは、 同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなして同法 の規定を適 用する。

き消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合に 機 構 は、 附則第十七条第二項 の規定による認定に係る資本整理として信託受益! 権等に係る優先出資に

3

は、 主務省令で定めるところにより、 内閣 総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、 金融 機能 早期健全化

勘定 から、 当該 以損失の 額か 5 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により金融機 能 強 化勘定に繰入れをした金額を控除 した金 額 \mathcal{O}

範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

4

第

項

又

は

前

項

 \mathcal{O}

規定による繰入れについ

ては、

金融

機

能

 \mathcal{O}

早期

健

全化

のため

の緊急措置に関する法

律第十四条に規定する金融機能早期健全化業務とみなして同法の規定を適用する。

(協同組織金融機能強化方針の特例)

第二十二条 協 同 組 織 中 央金: 融機 関等が 協同 組 織 金融機関等 (第三十四条 の二に規定する協 同 組 織 金融

機関等をいう。 次項 E おい て同じ。) であっ て信用を供与 してい る者の 財 務 の状況 が 東 日 本大震災によ

V) 相 当 程: 度悪化したことその 他 \mathcal{O} 東日本大震災の影響により自己資本の 充実を図ることが主として業務

を行ってい る地域に おける円滑な信用供与を実施するために必要となったものに特定支援 (第三十四条

の三第三項に規定する特定支援をいう。 次項において同じ。) を行うために第三十四条の二の 申 込 み É

する場合には 当該 協 同 組 織 中央金 融機 関等は、 第三十四条の三第一 項に規定する協 同 組 織 金 融 機 能 強

化方針に代えて、 主務省令で定めるところにより、 機構を通じて、 次に掲げる事項であっ 7 金融 機能の

発揮に係るものを記載した協同 組 .織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

中 小 規模 の事業者に対する信用供与の円滑化その 他 の地域に おける経済の活性化に資する方策に関

する事項として主務省令で定めるもの

前号に規定する方策を実施するために当該協同 組織中央金融機関等が特別関係協同 組 織金融 機関等

に対して行う経営指導の方針

三 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定

めるもの

兀 取 得優先出資 (第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。 次項において同じ。 0 払

込金又は 取得貸付債 権 (同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。 次項において同じ。) の借入金

に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 前 項第二号の 「特別関係 協 同 組 織 金融機関等」 とは、 協定銀行が第三十四条の四第一 項の規定による

決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出

農水産 号に 援法 農林中央金庫 特定支援を行 組 資又は取得貸付債権 織 規 人に対 中 宝業協! 央 定する取 金 同 融 し当該申込みに係る特定支援 った協 組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同 に対し特定支援に係る申込みをした場合において、 機関等に対し特定支援に係る申込みをし、 得優 先 の全部につきその処分をし、 同 出 組 資 織 \mathcal{O} 金 払込金又は取得貸付債 融 機 関等 (第三十 \mathcal{O} 要請をし、 兀 条の二第二号か 又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、 権 カゝ の借 カ つ、 つ、 入金に係 当該指定支援法人が当該要請を受けて当該 当該 農林中央金庫が農林中 ら第一 る勘定 協同 五号までに掲げ 組 織中 12 お -央金融 7 て、 る者 機 -央金 関等 該 に 申 条の 庫 あ 込 が 及び 当該 み 前 0 指定支 É 7 項 協同 特定 第四

3 該 協 協 同 同 組 組 織 織 中 金 融 央 機能 金 融 強化方針を第三十四条の三第一 機 関等 が 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に により 協同 項に規定する協同 組 織 金融 機能 強化 組 方針 織 金融 の提出をする場合に 機能 強化方針と、 は

特定支援を行

った者を含む。

をい

で 出 0 を 規定 同 項 0 これ 規定による協同 5 Ō 規定に係る罰則を含む。 組 織 金融 機能 強化方針の提出とそれぞれみなして、 を適用する。 この場合にお į, て、 第四 第三十 章 の二か 匹 条 \mathcal{O} ら第六章ま 兀 当該提 第 項

中

前

条第三項」

とあ

るの

は

「附則第二十二条第二項」と、

「同条第一項第三号」とあるの

は

同

条第

当

項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(罰則)

第二十三条 附則第十九条第四項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は

、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 附則第十七条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 又は虚偽の報告若しくは

資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、 代理人、 使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、 前項の違反行為をしたと

きは、 行為者を罰するほか、 その法人に対しても、 同項 \hat{O} 刑を科する。

第二十五条 特別対象協同 組 織 金融機 関等の理事 、又は清算人 (第二号にあっては、 相手方金融機関 \mathcal{O} 取締

る。 ただし、 その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

執行役又は理事を含む。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

百万円以下の過料に処す

役、

附則第十三条の規定により主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告を怠り、 又は不正の報告をしたとき。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

金融 機関等 \dot{O} 組 織 再編 成 \mathcal{O} 促進に関する特別措置法 (平成十四年法律第百九十号) *(*) 部を次のよ

うに改正する。

第三条中 平 成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」 に改める。

附 則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公 布 0 日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日か ら施行する。

協定 銀行 が 株式等の 引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社に係る経営強 化 画

についての経過措置)

この 法律 -の施行 。 日 (以 下 「施行日」という。) において現に金融機関等 (第一条の規定による改

正 前 \mathcal{O} 金融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため の特別措置に関する法律 (以下「旧法」 という。) 第二条第一 項に規定する

金融 機 関 等 を いう。 以下同じ。) のうち発行金融機関等 (旧: 法第十三条第一 項に規定する発行 金融 機 関等

をいう。 対象金融機関等 (旧法第十四条第 項に規定する対象金融機関等をいう。) 又は対象子会社

いう。 いう。 等 況 る協 が (旧法第十四条第七項に規定する対象子会社等をいう。 定 したことその 東 日 次条第一 銀 附 が 本大震災 行をいう。 第 則 第 八条第 条の 項において同じ。)を行わなかったと仮定した場合に、 他 (新法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。 (T) 以下 規定による改正 東 一同じ。 項に 日本大震災の 規定する震災特例 が 株 後 式等の 影響により自己資本の \mathcal{O} 金融機 引受け等 能 金融 \mathcal{O} 強化 機関 旧 等 \mathcal{O} ため 法第二条第三項に (協定銀 であるもの 充実を図ることが主として業務を行って \mathcal{O} 特 行 別 措置 旧 信用 (以下「資本参加金融 に 法第五条第 以下同じ。 を供与してい 関する法律 規定する株 項第十号に 式 (以 下 により 等 る者 \mathcal{O} 1の財 引受け 機関等」 新 ·相当程: 務 . 規定、 法 等を 0 7 لح と 状 度 る

1

信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他 八条第二項に規定する震災特例 域 12 お け る円滑 な信 用 供与を実施す 対象子会社 るため (協定銀行が に必要となる資 株式の引受けを行 本参 加 金融機関等を含む。 わ なかったと仮定した場合に、 の東 又は 日本大震災の 新 法 附 則 第

地

影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行ってい る地域における円滑 な信 用供与を実 施

るために必要となる資本参加 金 融機関等を含む。) である場合には、 当該 資 本参 加 金 融 機 関 等 は 新 法 第

九 条第 項 (新法第十三条第四 項 (新法第十四条第十二項において準 用する場合を含む。) 又は 第十四条

第十一 附 第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する経営強化計画に代えて 定める事項を記載した経営強化計画をいう。) は第二項 を含む。 二条第 第九 則 出する経営強化計画をいう。) 第十二条第一 第 条第一 八条第三 項若しくは第十二項に 項 に規定する経営強 の規定により提出する経営強化計画に代えて、 (新法第十三条第四 項計 に規定する経営強化計画に代えて、 項計 項 画 の規定による読替え後 画 (新法附 (新法附則第八条第三項の規定による読替え後の新法第十二条第一項の 化 お 計 則第八条第一 いて準 項 画 を、 \mathcal{O} (新法第十四条第十二項に 記 載 新法第十三条第三項 用する場合を含む。) の新法第十三条第三項各号列記以外 事 項又は第二項に規定する経営強化 項 (以下この項におい を、 第十四条第三項計 新法第十四条第三項 第十三条第三項計画 (新法第十四条第十二項にお 0 お 規定により 7 て て準用する場合を含む。 画 「基本で (新法 (同条第七項において準用する場 提出する経営強 記 附則第八条第三項 の部分に規定する主務省令で 載 計画をいう。) 事 (新法 項 という。 附則第八条第一 いて準 化 を、 又 計 は の規定によ 規定によ 用する場合 画に 及び 新 第 + 法 項又 ·四条 新法 +*(*)

V)

提

出

する経営強化計画に代えて、

第十四条第十項計画

(基本記載事項及び新法附則第八条第三項

0

規定

る読替え後

の新法第十四条第三項に規定する経営強化計画をいう。

を、

新

法第十四条第十

項

 \mathcal{O}

規定によ

営強 による読替え後の新法第十四条第十項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経 化 計 画をいう。) を、 それぞれ、 主務省令で定めるところにより、 預金保険 機 構 (以 下 機

う。)を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により 経営強 化 計 画 \mathcal{O} 提 出 をしようとする資本参加 金 融 機関等 は あら かじめ、 同 項 E 規定

する震災特 例 金 融 機関等又は震災特例対象子会社に該当することについて、 主務大臣 の承認を受け なけれ

ばならない。

3 資 本 参 加 金 融 機関等が第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により経営強化計 画 \mathcal{O} 提出をする場合には、 同 項 \bigcirc 規定による経営

強 化 計 画 0 提 出 を新 法 附]則第 八 、条第 項又は第二項 \mathcal{O} 規定による申込みとみなして、 同 条第 項 0 規 定

適 用する。 この場合に おい て、 同 項 单 当 「該申込みを第三条第一 項又は第二項に規定する申込みと、 前二

項に規定する経営強化 計画を第四条第 項に規定する経営強化計画と、 前二項の規定による経営強 化 画

 \mathcal{O} 提 出 を同 条第 項 とあるのは、 「東日本大震災に対処して金融 機関等 の経営基 盤 $\overline{\mathcal{O}}$ 充実を図るため \mathcal{O}

金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 (T) た 8 \mathcal{O} 特別 措 !置に関する法律及び金融機関 等 \mathcal{O} 組 織 再 編 成 \mathcal{O} 促 進 に関 す え 特別 措 置 法 \mathcal{O}

一部を改正する法律(平成二十三年法律第

号。以下「強化法等改正法」という。) 附則第二条

出と、 こ の 更 項 匹 いう。) E 条第十一項若しくは の規定により提出する同項に規定する第九条第一項計画 お 項 \mathcal{O} にお 経営 1 強化法等改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十二条第一 を第九 て準用する場合を含む。) いて 強 化 条第一 計 「第十二条第一項計画」 画と、 第十二 項 第九条第 (第十三条第四 一項に お 又は第十四条第十一 項 V て準 計 という。) 項 画 用する場合を含む。 \mathcal{O} (第十四 提 出 を第九条第 を第十二条第一項 |条第十二項にお 項若しくは第十二項におい (以下この項において「第九条第一項計 項の 以下この項 規定による変更後 いて準用する場合を含む。 (第十三条第四項 E お いて同じ。) て準用する場合を含む の経営強 (第十四 に 項 計 規 化 又は 画 計 定する変 画 (以 下 第十 \mathcal{O} لح 提

項 同 項に規定する第十三条第三項計画 以下この項 一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ E 規定による経営強 おいて同じ。) 化 の規定により提 計 画 (以下この項において \mathcal{O} 提出と、 出 [する経営強 強化法等改 「第十三条第三項計画」 化 正法附則第二条第 計画と、 第十二条第 項の という。) 規 項 定に 計 画 ょ \mathcal{O} を第十三条 り提 提 出 [を第十 出 [する

する経営強 化 計 画と、 第十三条第三項 計 画 \mathcal{O} 提 出を第十三条第三項 \mathcal{O} 規定 による経営強 化 計 画 \mathcal{O} 提 出

(第十四条第十二項にお

いて準用する場合を含む。

以下この項において同じ。

の規定により提出

化法等改正法附則第二条第一 項の規定により提出する同 !項に規定する第十四条第三項計画 (以下この項

強

第十 に 定による経営強 お 以下この項に 匹 いて「第十四条第三項計画」 条第 + 項 計 化 おいて同じ。) 計 画 画 (以下この \mathcal{O} 提出と、 に規定する経営強化計画と、 項におい という。)を第十四条第三項 強化 法等改正 . て 第十 法 附 兀 条第十五 則第二条第一 項 第十四条第三項計画 計 画 (同条第七項において準用する場合を含む 項 という。) の規定に より提 を第十 \mathcal{O} 提 出 出 「する」 应 条第 を同 同 · 条第三 + 項 E 項 \mathcal{O} 規定する 規定に 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

(協定 銀行 が 株式等の引受け等を行った金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る経営強化 計 画等

についての経過措置)

より

提出する経営強化計画と、

第十四条第十項計画の

提出を同項」

とするほか、

必要な技術的読替

「えは、

政令で定め

第三条 う。 施行 発行 日 に 組 織再 お いて現に計 編 成 金融 機関等 画 提出· 金 (旧法第二十三条第一項に規定する発行組織 融機関等 (旧) 法第十九条第 項に規定する計 再編 画提 成金融機関等 出 金 融 機 関 をいう 祭をい

対 組 織 再編 成 金 融機関等 (旧法第二十四条第一項に規定する対象組 織 再 編 成 金融 機 関等をいう。

又は 対象 組 織 再編 成子会社等 (同条第六項に規定する対象組織 再編: 成子会社等をいう。) である金 融機

関等 (以 下 「資本参加 組織再 編 成金融機関等」という。) が当事者 の全部又は 部が新法附則第八条第

第二条第六項に規定する金融組 により自己資本の充実を図ることが主として業務を行ってい を供与している者の財務 項に規定する震災特例金融機関等 当 ¬該資· 要となる資 (本参. 加 組 本参 織 再 編成 加 組 の状況が 金 織 再編成 融機関等は、 織再編成をいう。 東日本大震災により相当程度悪化したことその他 (協定銀行が株式等の引受け等を行わなかったと仮定した場合に、 金融機関等を含む。) 新法第十九条第一項 以下同じ。) に該当することとなった金 る地域に の当事者である金融機関等である場合に (新法第二十三条第五項 おける円滑 :な信用: \mathcal{O} 融 東 日 供与を実施 組 (新法第二十 織 本大震災 再 編 成 するた \mathcal{O} (新 应 信用 影 条 は 法 響

 \Diamond

第十二項に

お

V

て準用する場合を含む。)

又は第二十四条第十一

項若しくは第十二項におい

て準用する場

第十二項にお に規定する経営強化 合を含む。 0 いて準用する場合を含む。) 又は第二十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場 規定に 計 画をいう。) より提出する経営強 を、 新法第二十二条第一 化計画に代えて、 項 第十九条第 (新法第二十三条第五 項計画 (新法 項 附 (新]則第 法第二十 九 条 第 应 条 項

項 \mathcal{O} 規定による読替え後 の新法第二十二条第一 項の 規定により提出する経営強 化計 画をいう。 を、 新法

の規定により提出する経営強化計画に代えて、第二十二条第一

項計

画

(新

法附

則第九条第三

第二十三条第三項

(新法第二十四条第十二項にお

いて準用する場合を含む。

の規定により提出する経営

強化 計 画に代えて、 第二十三条第三項計画 (新法附則第九条第一項に規定する経営強化 計 画 \mathcal{O} 記 事 項

以下この項に おい 7 「基本記 載 事 項 という。) 及び新法附則第 九条第三項 \mathcal{O} 規定による読 替 こえ後 \mathcal{O} 新 法

第二十三条第三項各号列記 新 法第一 - 应 条第三項 以 外 (同 $\hat{\mathcal{O}}$ 部 条第六項にお 分に 規定する主務省令で定め 1 て 潍 用する場合を含む。 る事 項 を記 載 に規定す Ĺ た経営強 る経営強 化 計 化 画 を 計 画 に う。 代

えて、 第二十四条第三項計 画 (新法 附則第九条第三項の 規定による読替え後 の新法第二十四条第三 一項に · 規

定する経営強化 計 画 をいう。 を、 新法第二十四条第九項の規定により提出する経営強 化 計 画 に代えて

第二十四条第 九 項計 画 (基本 記 載事 項及び新法 附則第九 条第三項の規定による読替え後 \mathcal{O} 新 法第二十 应 条

ぞれ、 第 九項各号列 主務省令で定めるところに 記 以 外 \mathcal{O} 部 分に 規定する主務省令で定め ょ り、 機 構を通じて、 る事 主務大臣に提 項 を記 載 L た経 出することができる。 営強 化 計 画 を \ \ . う。 を、 それ

2 前 項 の規定により経営強 化 計画 の提出をしようとする資本参加 組 織 再 編 成 金融 機関等は、 あらかじめ、

事 者 の全部又は — 部 が 同 項に規定する震災特 例 金融機関等に該当することとなった金融 組 織 再 編 成 0 当

事 者 であ る金融 機関等に該当することについて、 主務大 臣 \mathcal{O} 承認を受けなけ れば なら な

資 本 参 加 組 織 再 編 成 金融機関等が · 第 項の 規定により 経営強化計 画 の 提 出をする場合には 同 項 の規定

3

適 計 8 による経営強化 項 \mathcal{O} 用する。 画 E 金 \mathcal{O} 融 提 規定する経営 出 機 この 能 を \mathcal{O} 同 強化 場合に 計 条第 画 0 強 の提出を新法附則第九条第一項の規定による申込みとみなして、 ため 項」 化 お ζ) 計画 とあ て、 0 特別措置に関する法律及び を第十六条第 るの 同 項 中 は、 当 東 一該申込みを第十五条第一 項に規定する経営強 日本大震災に対 金融 処して 機関等の組 化 金融 項又は第二項に規 計 画と、 織 機 関 再 第一 編 等 成 \mathcal{O} 0 経営 項 促 \mathcal{O} 同 基 進 規 定する申込みと、 定に に関する特 盤 条第三項の規定を \mathcal{O} 充 よる経営 実を 別措 义 るた 強 第 置 化

む。 法 計 第 画 \mathcal{O} 項 又は第二十四 という。 \mathcal{O} 部を改正する法律 規定により提出 を第十 条第十一項若しくは第十二項におい 九 する同項に規定する第十九条第 (平成二十三年法律第 条第 項 (第二十三条第五項 号。 て準 (第二十四条第十二項 項計画 以 下 用する場合を含む。 「強化法等改正法」 (以下この項に E 以下この お お という。 いて 1 て準 「第十 項 甪 ĺ す -九条第 附則 る場合を含 お 第三 て 同 項 条

後 の経営強 規定する変更後の経営強化計画と、 化 画 の提 出 ٤, 強化法等改正法附則第三条第 第十九条第一 項計 項の 画 の提 規定により提出する同 出を第十九条第 項の規定による変更 項に規定する第二

十二条第一 項 計 画 (以下この 項に お 1 て 「第二十二条第 項 計 画 という。 を第二十二条第 項 (第二

十三条第五項 (第二十四条第十二項にお ζ) て準用する場合を含む。)又は第二十四条第十一項若しくは第

附則第三条第 する同項に規定する第二十四条第三項計画 二十三条第三項の規定による経営強化計画の提出と、 二十三条第三項計 十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により提出する経営強化計 以下この項において同じ。)の規定により提出する経営強化計画と、第二十三条第三項計 第二十二条第一項計 項 画 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により という。) 画 の提出を第二十二条第一項の規定による経営強化計 提出する同項に規定する第二十三条第三項計 を第二十三条第三項 (以下この項において「第二十四条第三項計画」 強化法等改正法附則第三条第一項の規定により提出 (第二十四条第十二項において準 画 画 の提出と、 (以下この項 用する場合を含む 強化法等 という。)を E 画 「の提出、 お V 改 7 画と を第 正 「第 法

提出する経営強化計画と、 第二十四条第三項 \mathcal{O} 項において 強化法等改正 「第二十四条第九項計画」という。)を第二十四条第九項の規定により提出する経営強化計 法附則第三条第一項の規定により提出する同項に規定する第二十四条第九項計 (同条第六項におい 第二十四条第三項 て準 用する場合を含む。 計 画 0 提出を同条第三項の規定による経営強 以下この項に おいて同じ。) 化 0) 計 画 規定に 画 0 (以下こ 提 により 띮

(協定銀行が買取りを行った信託受益権等に係る協同 .組織金融機関に係る経営強化計画等についての経過 画と、

第二十

四条第九項計画

 \mathcal{O}

提出を同項」とするほか、

必要な技術的読替えは、

政令で定める。

第四 条 施行 日において現に協同 組 織 金融機関 (旧法第二条第八項に規定する協同 組 織 金融 機 関 をいう。 以

下同 のうち 計 画 提 出 協 同 組 織 金 一融機関 旧 法第三十条第一 項に規定する計 画 提 出 協 同 組 織 金 融 機 関

をいう。 又は 対象協 同 組 織 金 融 機 関 等 旧 法 第三十四 1条第 項に 規 定する対象 協 同 組 織 金 融 機 等を

であるもの 。 以 下 「資本参 加 協 同 組 織金融機関等」という。) が新法附則第十条第一 項に規定する

震災特例 協 同 組 織 金 融 機 関 (協定銀行が資本参加 協同 組 織 金融 機関等に係る信託受益権等 旧 法第二十五

条 第 項に規定する信託受益権等をいう。 を保有していなかったと仮定した場合に、 信用を供与してい

る者 0 財務 \mathcal{O} 状況が東日 本大震災により相当程度悪化したことその 他 一の東 日 本大震災 \mathcal{O} 影響に より自己資

本の充実を図ることが主として業務を行ってい る地 域に おけ る円滑 な信 用 供 与を実施するた め に 必 一要とな

る資本参加 協 同 組 織 金融機関等を含む。 以下この項にお いて同じ。 又は当事者の全部若しくは 部 が 震

災特例協 同 組 織 金 融 機関に該当することとなった金融 組 織 再編: 成 の当事者である協 同 組 織 金 融 機関 で ある

場合には 当該: 資 本 参 加 協同 組 織 金融 機 関等は、 新 法第三十条第 項 の規定 により 、提出する経営強 化 計 画

に代えて、 第三十条第 項計 画 (新 法 附則第十条第 項又は第二 |項に規定す る経営強 化計画をいう。 を

十三条第一 経営強化計画に代えて、 新法第三十三条第一項 項 の規定により提出 第三十三条第一 (新法第三十四条第七項において準用する場合を含む。) の規定により提出する する経営強: 項計画 化計画をいう。 (新法附則第十条第五項の規定による読替え後 を、 新法第三十四条第三項 \bigcirc 規 定に の新 ょ 法 り 提出

する経営強 化 計 画に代えて、 第三十四条第三項 計 画 (新法附 則第十分 条第五页 項 の規定による読 替え後 \mathcal{O} 新 法

第三十四条第三項に規定する経営強化計画をいう。) を、 それぞれ、 主務省令で定めるところにより、 機

構を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前 項 の規定により経営強化 計 画 の提出をしようとする資本参加協 同組織 金融機関等は、 あら かじめ、 同

織 項 金 に規定する震災特 融 機関に該当することとなっ 例 協 同 組 織 金融 た金融 機 関又は当事者の全部若しくは 組 織再編 成の当事者である協同 部 組 が 同 織 項に規定する震災特 金融機関に該当することにつ 例 協 同 組

いて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3

強 る経営強 化計 資本参加 画 化 の提出を同条第一項又は第二項の規定による経営強化計画 計 協 画 同 を新法附則第十条第 組 織金 融機関等が第 項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、 項又は第二項に規定する経営強化計画と、 の提出とそれぞれみなして、 第一 項 の規定による経営 同項に規定す 同 条第五

号に定り る事 条第 項 指 に 導 ょ 第 0 計 項を記 る経 規 画 め 項 項 定を適用する。 る事 営 を第二十七条第 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 載 規 強 項 定 Ũ 化 を記さ に た経営 に 計 よ より 画 載 り \mathcal{O} 強化計 この場合におい ĺ 提 提 提 出す た経営強化計 出 出 項 す を 画と、 \mathcal{O} 同 る同 る 規定に 条第 経 営 条第二項 第二項 強 て、 よる経営強化 項 画 化 0 \mathcal{O} 計 提出 第一 規 同 \mathcal{O} 画 項中 規定による経営強 を 定に 号に定め 同 よる同 条第 第一 前項 計 画 号に 項の る事 及 び \mathcal{O} 項 規定により \mathcal{O} 定 項を記 規定により提出する経営強化 同 規 · 条第 · 化 定に 8 計 る 二項 画 ょ 事 載 提 n 項 L \mathcal{O} 提 を た経 に規 出する経営強化 提 記 出 出 営強: 定す を同 載 する L る経営 条第 た経 化 同 条 計 営強 第 画 項 強 計 計 化 画 化 \mathcal{O} 項 及び 第 指 規 計 第 画を第二十五 定に 導 画 計 項 経 \mathcal{O} 営強 よる 提 \mathcal{O} 画 定 規 出 同 定 化

盤 同 前 条 \mathcal{O} 項 第 充実を図 \mathcal{O} 規 一項 定に \mathcal{O} るため 規 ょ る経 定に O営 ょ る 強 金 経営 融 化 機 計 強 能 画 反 び 化 \mathcal{O} 指 強 漬 経営強 化 \mathcal{O} 計 た 画 8 化 指 \mathcal{O} لح あ 特 導 別措置 計 る \mathcal{O} 画 は \mathcal{O} に関 提 出 東 を同 する法律 日 本 条 大震災 第 及び 項 金 に \mathcal{O} 融 規 対 機 処 定 関等 に L 7 ょ る経 金 0 組 融 営強 織 機 再 関 等 編 化 計 \mathcal{O} 成 経 0 画 営基 促 及 進 てド

に 関 す る特 別措 置 法 \mathcal{O} 部を改正 する法 律 平 成二十三年法 律 第 号。 以 下 強 化 法等 改 正 法 とい

附

則

第

匝

条第

項

 \mathcal{O}

規

定に

より

提出

する

同

項

に規定する第三十条第

項

計

画

(以下この

項

E

お

7

第三十条第 項 計 画 という。) を第三十条第 項に規定する変更後 \mathcal{O} 経営強 化計 画と、 第三十条第

項計 定により提出する同項に規定する第三十三条第一 一画の提出を同項の規定による変更後の経営強化計画の提出と、 項計画 (以下この項において「第三十三条第 強化法等改正法附則第四条第一項の規 一項 画

という。)を第三十三条第一項 (第三十四条第七 頃に お いて準用する場合を含む。 以下この項に お 1 て同

の規定により提出する経営強 化計画と、 第三十三条第 項計 画 \mathcal{O} が提出が を第三十三条第 項 \mathcal{O} 規 定に

よる経営強化計 画 の提出と、 強化法等改正法附則第四条第一項の規定により提出する同項に規定する第三

十四条第三項計画 (以下この項において 「第三十四条第三項計画」 という。)を第三十四条第三項 の規定

により提出する経営強化計画と、 第三十四条第三項計画の 提出を同項の規定による経営強化計 画 とする

(租税特別措置法の一部改正)

ほ

か、

必要な技術的

読

替えは、

政令で定める。

第五条 租税 特別 沿措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) の一部を次のように改正する。

第八十条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、 当該 **登記に** つい て東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨 時 特例 に関する法律 平

成二十三年法律第二十九号) 第四十一条の二の規定の適用がある場合については、 この限りでない。

第八十条の二第二項第一号中「第五条第一項」の下に 「(同法附則第八条第三項の規定により読み替え

て適用される場合を含む。)」 を、 「第十七条第一項」 の下に 「(同法附 則第九条第三項の 規定により読

み替えて適用される場合を含む。)」 を加え、 同 [項第二号中 「第九条第一 項 の 下 に (同 法 附 則 第 八条

第三項の 規定により読み替えて適用される場合を含む。)」 を、 「第十九条第一 項 の 下 に (同 法 附則

第九条第三項の規定により適用される場合を含む。)」 を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前 条 \mathcal{O} 規定による改正 後 \mathcal{O} 租税 特別措置 |法第八十条の二第二項の規定は、 同条第一項各号に掲げる

事 項 に つい て登記を受ける場合に おい て、 当 該 事 項が 附則第二条第三項の規定により新法附 則 第八条第三

項 \mathcal{O} 規 定が 適用される経営強化計画又は附則第三条第三項 \mathcal{O} 規定により新法附 則第九条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 が 適

用される経営強化計画に係る新法第九条第一項又は第十九条第一項の規定による主務大臣の承認に係るも

のであるときについて準用する。

東 日本大震災の被災者等に係る国 |税関係法律の 臨時特例に関する法律 \mathcal{O}

部改正

第七条 東日 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九

号) の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第五章中第四十一条の次に次の一条を加える。

(経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第四十一条の二 次の各号に掲げる事 項について登記を受ける場合において、 当該 事 項が、 金融機能 の強

化 のため の特別措置に関する法律 (平成十六年法律第百二十八号) 附則第八条第三項の規定により読 4

替えて適用される同法第五条第 一項の 経営強化計画に係る当該規定による主務大臣 の決定若しく は 同 法

第九条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更後 \mathcal{O} 経営強化 計 画 [に係る当該規定による主務大臣 \mathcal{O} 承 認 文は 同 法附 則第 九 条第三 項

 \mathcal{O} 規定に より読み替えて適用される同 法第十七 条第 項 \mathcal{O} ,経営強, 化計 画 に 係る当該 規定に よる主 務 大臣

 \mathcal{O} 決定若しくは同法附則第九条第三項の規定により適用される同法第十九条第一 項の変更後の経営強化

画に係る当該規定による主務大臣 一の承認 (第三十四条第一 項に規定する指定地域における被災者に 対

する信用 供与 の円 滑 化に資する金融機 関等 同 法第二条第 項に規定する金融機関等をいう。 以下この

項にお いて同じ。)として政令で定めるもの (次項におい 7 「特定金融機関等」という。) の自己資本

三年 に関 \mathcal{O} 東 充実のために行う同法第二条第三項に規定する株式等の引受け等に係る申込みに基づくものであって 法 する法律及び 日 律 本大震災に対処して金融機関等の経営基盤 第 金融 号) 機関 0 施行 等の \mathcal{O} 組 日 織 から平成二十九年三月三十一 再編 成の 促進 に関する特別措置法 の充実を図るための 日まで 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 融 間 に金 部を改正 機 能 融 の強 機関等が する法 化 (T) た 提 律 8 の特 出したこれ 平 ·成二十 別 措 置

内に 当該登記に係る登録免許税の税率は、 5 の経営強化計画又はこれらの変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは 登記を受けるものに限 り、 登録免許税法第九条の 財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の 規定にかか わらず、 当該各号に掲げる事 日 から一 項 \mathcal{O} 年以 区分

株式会社 の設立又は資本金の 額 \tilde{O} 増 加加 (次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の一・ 五

に応じ、

当該各号に定める割合とする。

合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併に より

増 務省令で定めるも 加 した資本金 の額のうち、 のを超える資本金の額に対応する部分については、 合併により消滅した会社の当該合併の直前 千分の一 における資本金の額として財 · 五

三 分割による株式会社の設立又は資本金の 額の増加 千分の一 五.

合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産 の所有権の取得

千分の一

匹

五 法 人の 設立、 資本金若しくは出資金の 額 の増加又は事業に必要な資産 の譲受けの場合におけ る抵当

権の取得(次号に掲げるものを除く。) 千分の

合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得

千分の

〇 <u>-</u> 六

2 特定金融 機関等が、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$)期間· 内に、 新設分割又は吸収分割を行った場合における同項 (第一号から

第三号まで及び第五号を除く。 0) 規定の適用に つい 、ては、 同項第四号及び第六号中 「合併」 とあるの

は、「分割」とする。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一 部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時 特例に関 はする法語

四十 条の二の 規定は、 同条第 項各号に掲げる事項について登記を受ける場合にお 1 て、 当該 事 項 が 附

則第二条第三項 の規定により新法附則第八条第三項の規定が適用される経営強化計画又は附則第三条第三

項の規定により新法附則第九条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る新法第九条第一項又は第十

九条第一項の規定による主務大臣の承認に係るものであるときについて準用する。

(預金保険法の一部を改正する法律の一部改正

第九条 預金保険法 。 の 一 部を改正する法律 (平成二十三年法律第四十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

附則第五条中第十七条第四 項の表の改正規定及び第十九条第四項の表の改正規定を削る。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

理由

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、 金融機関等の資本の増強等に関する特

別の措置を講じ、 金融機関等の業務の健全か つ効率的な運営及び地域に おける経済 の活性化を期する必要が

ある。これが、この法律案を提出する理由である。